

平成14年7月1日

検査法人プレスリリース

## 自動車検査独立行政法人の設立について

自動車検査独立行政法人（検査法人）は、7月1日に設立され、全国93か所の地方事務所において業務を開始しました。

設立にあたっての理事長のごあいさつは、別添のとおりです。

平成14年7月1日

（問い合わせ先）

自動車検査独立行政法人

担当：総務部 小宮山、竹村

企画部 中谷、帯川

電話：総務部 03-5253-3441

企画部 03-5363-3444

# 自動車検査独立行政法人の概要 (平成14年7月1日現在)

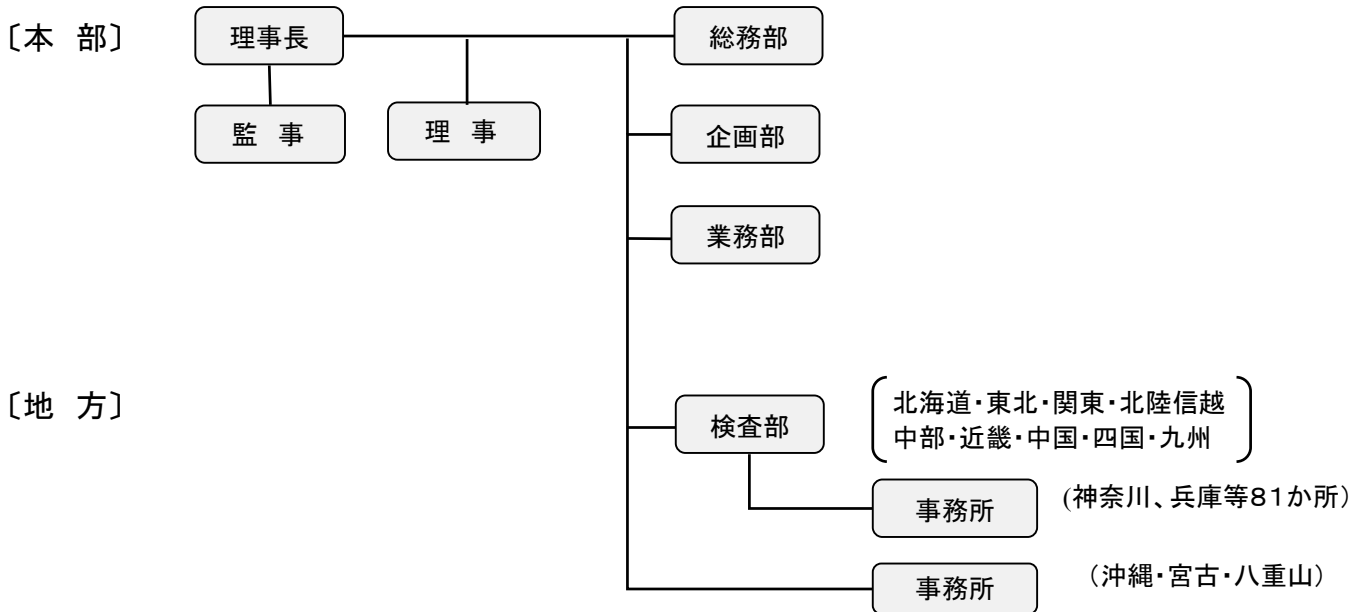
- 1. 名称 自動車検査独立行政法人(略称 検査法人)
- 2. 本部所在地 〒160-0003 東京都新宿区本塩町8-2 住友生命四谷ビル  
TEL:03-5363-3441
- 3. 地方事務所 全国93か所の運輸支局(兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。)及び自動車検査登録事務所の敷地内に設置
- 4. 役員  
理事長 橋口 寛信 (はしぐち ひろのぶ)  
理事(総務) 豊島 達 (とよしま とおる)  
理事(企画) 宮崎 拓郎 (みやざき たくろう)  
理事(業務) 烏谷 隆久 (からすだに たかひさ)  
監事 青木 勇平 (あおき ゆうへい)  
監事 吉原 敏雄 (よしはら としお)
- 5. 設立及び業務の開始 平成14年7月1日

## 6. 業務

- (1) 自動車の検査における自動車が保安基準に適合するかどうかの審査の実施
- (2) 立入検査における自動車が保安基準に適合するかどうかの審査の実施
- (3) 上記業務に付帯する業務の実施

## 7. 組織定員

(1) 組織



(2) 役職員 882名

## 8. 運営予算 9,018百万円(平成14年度)

(注) 自動車検査独立行政法人は、自動車検査独立行政法人法(平成11年法律第218号)に基づき設立された独立行政法人です。

## 理事長ごあいさつ 「自動車検査独立行政法人の発足にあたって」



本日、自動車検査独立行政法人の理事長に就任致しました橋口寛信でございます。

私は、これまで川崎重工業株式会社におきまして約40年間主に船舶の設計、製造に関する仕事に携わって参り、先月27日をもって同社の技術本部長・常務取締役を最後に退社致しました。自動車同様に安全・環境が極めて重視される輸送機械の仕事に従事してきた経験、知見をこの自動車検査独立行政法人の業務運営に活かしていければと考えております。

自動車は今や国民生活、社会活動に欠かせないものとして利用されており、その安全を確保し、環境を保全する上で、自動車の検査は重要な役割を担っていることは今更言うまでもなく、自動車検査独立行政法人に課せられた使命、役割には非常に大きなものがあると思います。

自動車検査独立行政法人がまず取り組まなければならないことは、「厳正、公正、中立な審査業務の徹底」であると考えています。これは、国土交通大臣からのご指示である中期目標の一番最初に掲げられている事項であり、検査法人の中期計画においても最も重要なことであると位置づけております。

このため、先般、明らかになりました不正車検の問題への対応は当面の最重要課題であると思っております。威圧的な言動を伴う受検者からの脅迫まがいの要求があるという背景にあるということですが、このような申請者の車両についても基準に不適合な車両は必ず排除していかなければならないと思います。このことを徹底していくための対策に、職員一人一人がその職責を自覚することはもちろんですが、組織を挙げて全力で取り組んでいく必要があると思います。既に国土交通省が6月に具体的な対策方針を打ち出しておりますので、検査法人においても、この方針に沿って、国と協力して適切な対応をとるとともに、その他有効と思われる対策についても早急に取り組んでいきたいと考えております。

次に取り組むべきことは、独立行政法人の特長を生かした業務運営を行うことだと思います。独立行政法人は、これまで国が行ってきた業務について自主、自立性を発揮して、透明性を確保した上で、効率的に業務運営を行うことを目的に設立されるものであり、これまで民間の経営者として培って参りました経験や知見が業務運営に役立てることができればと考えております。具体的には中期計画に記載したように、①社会的要請等に対応した審査業務の充実、②利用者の声を反映した業務運営、③効率的かつ効果的な業務実施の推進にも計画的に取り組んでいきたいと考えております。

自動車検査独立行政法人の業務運営にあたって国としっかり連携し、国民の皆様に御理解、御支援を頂けるような業務運営を行っていくよう心がけていきたいと思っております。皆様方におかれましては今後よろしく御指導御鞭撻をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

平成14年7月1日  
自動車検査独立行政法人  
理事長 橋口寛信

## 《参考》

### 1. 業務を実施するうえでの基本方針(中期計画)の概要

検査法人は、国土交通大臣から指示された中期目標(平成14年7月～平成19年3月)を達成するため、中期計画を定め、これに基づき業務を実施していくこととしています。

- ① 厳正かつ公正に行うべき審査業務というサービスを、全ての利用者に対し、中立的な立場で公平に提供します。
- ② 自動車の安全の確保及び環境の保身に係る基準の改正等社会的な要請に対応し、国際的な動向も視野に入れ審査業務の高度化・改善等に取り組みます。
- ③ 利用者への積極的な情報提供等を通じて、業務運営の透明性を確保するとともに、利用者等の意見を反映した業務運営に努めます。
- ④ 職員の業務改善活動、職員の研修等を通じて、効率的かつ効果的な業務の実施を推進します。

### 2. 設立までの経緯

平成11年 4月 「中央省庁等改革の推進に関する方針」の決定(自動車検査(検査場における検査)を独立行政法人化する。)

平成11年12月 「自動車検査独立行政法人法」の成立(名称を「自動車検査独立行政法人」とする。)

平成13年 9月 「自動車検査独立行政法人の設立に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」及び「自動車検査独立行政法人法の一部の施行期日を定める政令」の成立(自動車検査独立行政法人の設立の日を平成14年7月1日とすることとする。)

平成14年 7月 自動車検査独立行政法人の設立

### 3. 独立行政法人とは

従来、国が自ら提供していた行政サービスについて、透明性を確保し、効率的かつ柔軟な業務運営を行うことを目指して設立される法人です。平成14年4月現在、57法人が設立されています。